



# 令和2年度 JAS構造材利用拡大事業 募集がはじまりました！

(一社) 千葉県木材振興協会

## 1 事業内容

柱や梁・桁などの構造部材にJAS構造材を使用し、店舗、事務所などの非住宅建築物等を新築又は増改築する場合、JAS構造材及び調達費用の一部を施工業者に助成する制度です。

**ポイント 構造用集成材、構造用LVLが対象になりました！**

JAS構造材	必須要件	助成対象
機械等級区分構造用製材 (無垢材)	柱、梁桁、土台、トラスの いずれか一部に使用	① 建築物で使用するJAS構造材  +
2×4工法製材	壁、床、屋根、横架材の いずれか一部に使用	
構造用集成材 (中断面：75mm×150mm)以上	〃	② ①以外に使用した林産物JAS。  ※ <u>助成材積や補助率に制限あり</u>
構造用LVL (単層積層材)	〃	
CLT (直交集成材)	〃	

## ○ 助成金の目安

**ポイント 助成単価の改正！**

① JAS構造材 (CLTを除く) : 材積量×50,000円/m<sup>3</sup> (階数による割増有)

② CLT : 材積量×140,000円/m<sup>3</sup>

※ただし、実経費と比較あり

(例：事務所) 機械等級区分製材 20 m<sup>3</sup>、構造用集成材 5 m<sup>3</sup>、合板 1 m<sup>3</sup> (材料及び調達費 100,000円) 使用

助成金 JAS構造材 : (20 m<sup>3</sup>+5 m<sup>3</sup>)×50,000円/m<sup>3</sup>=1,250,000円

加算額 (合板分) : 1 m<sup>3</sup>×100,000円/m<sup>3</sup>×1/2=50,000円

※合板助成対象材積上限：20 m<sup>3</sup>×50%+5 m<sup>3</sup>=15 m<sup>3</sup>まで

## 2 主な申請要件

**ポイント 助成対象建築物の拡大！**

- ・ 建築確認申請の建築主が国に該当しない建築物
- ・ 低層の戸建て住宅 (3階建て以下) 及び宗教施設を除く建築物
- ・ 基礎より上部の建築工事に国からの助成を受けていないもの
- ・ 延べ床面積が10 m<sup>2</sup>を超える建築物



## 3 事業の流れ

### ①活用宣言事業

宣言の申請 → 登録

### ②個別実証支援事業

事業申請 → (事業開始) → 交付申請 → 助成金交付

1次受付 3/31~6/30

※結果通知後

(受付終了 8/31)

## 4 申請先等

活用宣言事業 (一社) 全国木材組合連合会 (<https://www.jas-kouzouzai.jp/>) TEL:03-6550-8540

個別実証支援 (一社) 千葉県木材振興協会 TEL:0475-53-2611

※公募要領 (一社) 全国木材組合連合会 (<https://www.jas-kouzouzai.jp/>) TEL:03-6550-8540